

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

地方卸売市場の廃止の許可	第227号	(食育推進課)	1
地方卸売市場の卸売業務の廃止	第228号	(同)	2
ブルセラ病検査等の実施	第229号	(畜産課)	2
漁船損害等補償法による付保義務の発生	第230号	(水産課)	3
道路の区域の変更	第231号	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	第232号	(同)	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
落札者等の公示	(文化芸術課)	6
大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	7
大規模小売店舗の変更の届出	(同)	8
土地改良区の土地改良事業の換地処分 (高豊土地改良区(高塚大山地区))	(農地計画課)	12
土地改良区の清算人の退任 (大口町土地改良区)	(同)	12
公共測量の終了	(用地課)	13
都市計画公園等の関係図書の縦覧	(公園緑地課)	13
都市計画緑地事業の事業計画の変更認可	(同)	15

告 示

愛知県告示第227号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定に基づき、平成22年3月26日次の地方卸売市場の廃止を許可した。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田真秋

許可番号	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目	開設者の名称	廃止予定日
49経流42-1	株式会社花兼花き地方卸売市場	名古屋市中区松原一丁目16-25	花き	株式会社花兼花き地方卸売市場	平成22年3月31日
49経流42-2	株式会社細野花き地方卸売市場	名古屋市中区松原二丁目9-7	花き	株式会社細野花き地方卸売市場	平成22年3月31日
49経流42-4	株式会社名古屋正花き地方卸売市場	名古屋市中区松原一丁目9-24	花き	株式会社名古屋正花き地方卸売市場	平成22年3月31日
49経流42-5	地方卸売市場ヤマエ衛生花市場株式会社	名古屋市中区松原一丁目8-13	花き	地方卸売市場ヤマエ衛生花市場株式会社	平成22年3月31日
49経流42-6	株式会社福花園花き地方卸売市場	名古屋市中区松原二丁目9-20	花き	株式会社福花園花き地方卸売市場	平成22年3月31日

愛知県告示第228号

愛知県地方卸売市場条例（昭和46年愛知県条例第53号）第12条の規定に基づき、次の卸売業者から卸売業務を廃止する旨の届出があった。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田真秋

卸売業者の名称	許可番号	卸売業務を行う地方卸売市場の名称	卸売業務を行う地方卸売市場の位置	取扱品目の部類	廃止予定日
株式会社花兼花き地方卸売市場	49経流43-1	株式会社花兼花き地方卸売市場	名古屋市中区松原一丁目16-25	花き部	平成22年3月31日
株式会社細野花き地方卸売市場	49経流43-2	株式会社細野花き地方卸売市場	名古屋市中区松原二丁目9-7	花き部	平成22年3月31日
株式会社名古屋正花き地方卸売市場	49経流43-4	株式会社名古屋正花き地方卸売市場	名古屋市中区松原一丁目9-24	花き部	平成22年3月31日
地方卸売市場ヤマエ生花市場株式会社	49経流43-5	地方卸売市場ヤマエ生花市場株式会社	名古屋市中区松原一丁目8-13	花き部	平成22年3月31日
株式会社福花園花き地方卸売市場	49経流43-6	株式会社福花園花き地方卸売市場	名古屋市中区松原二丁目9-20	花き部	平成22年3月31日

愛知県告示第229号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、オーエスキー病検査、豚流行性下痢検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査、伝染性胃腸炎検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚コレラ検査、みつばち腐蛆病検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査、牛流行熱検査並びに高病原性鳥インフルエンザ検査を次のように実施する。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田真秋

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、オーエスキー病、豚流行性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群、伝染性胃腸炎、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚コレラ並びにみつばち腐蛆病の発生予防並びにアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生予察

2 実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

検査の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病検査	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市の一部、春日井市、安城市、西尾市、常滑市、新城市、知多市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡、知多郡東浦町及び南知多町、額田郡並びに北設楽郡の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育しており、愛知県内で本検査を受検していない雌牛 (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛 家畜保健衛生所長が必要と認める牛	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）別表第一による検査の方法
結核病検査	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市の一部、春日井市、安城市、西尾市、常滑市、新城市、知多市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡、知多郡東浦町及び南知多町、額田郡並びに北設楽郡の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育しており、愛知県内で本検査を受検していない雌牛 (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛 家畜保健衛生所長が必要と認める牛	同	同
ヨーネ病検査	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市の一部、春日井市、安城市、西尾市、常滑市、新城市、知多市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡、知多郡東浦町及び南知多町、額田郡並びに北設楽郡の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 (2) (1)の牛と同居し、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 (3) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛 家畜保健衛生所長が必要と認める牛	同	同

馬伝染性貧血検査	愛知県全域	(1) 競走の用に供し、又は供する目的で飼育している馬 (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める馬	同	同
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	同	種鶏	同	凝集反応検査
オーエスキー病検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	同	臨床検査、ラテックス凝集反応検査、エライザ法検査及び中和試験
豚流行性下痢検査	同	同	同	臨床検査及び中和試験
豚繁殖・呼吸障害症候群検査	同	同	同	臨床検査、間接蛍光抗体法及びエライザ法検査
伝染性胃腸炎検査	同	同	同	臨床検査、蛍光抗体法及び中和試験
牛の伝達性海綿状脳症検査	同	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出のあった牛	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間	家畜伝染病予防法施行規則別表第一による検査の方法
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	同	12か月齢以上で死亡しためん羊及び山羊	同	同
豚コレラ検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	臨床検査、エライザ法検査及び中和試験
みつばち腐蛆病検査	同	みつばち	同	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
アカバネ病検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める未越夏牛	同	臨床検査及び中和試験
チュウザン病検査	同	同	同	同
アイノウイルス感染症検査	同	同	同	同
イバラキ病検査	同	同	同	同
牛流行熱検査	同	同	同	同
高病原性鳥インフルエンザ検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん(原則として飼養羽数100羽以上(だちょうについては、10羽以上)の家きん農場で飼養する家きん)	同	臨床検査、寒天ゲル内沈降反応検査及びウイルス分離検査

備考 実施する区域の欄に掲げる区域は、平成22年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。

3 その他

オーエスキー病検査、豚流行性下痢検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査、伝染性胃腸炎検査、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚コレラ検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査、牛流行熱検査並びに高病原性鳥インフルエンザ検査については、愛知県手数料条例(平成12年愛知県条例第20号)第3条の規定に基づく手数料を徴収しない。

愛知県告示第230号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、豊浜加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田真秋

愛知県告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	道路の区				敷地の幅員	延長
		新旧別	区	間			
一般国道	151号	旧	新城市八束穂字細ツブラ257番 8 地先から同大宮字井戸ノ本19番 2 地先まで		A	25.0 ~ 65.0 ^m	1.597 ^{km}
		新	同			25.0 ~ 65.0	1.597
県道	岡崎西尾線	旧	安城市小川町金政61番 1 地先から同69番 1 地先まで		A	16.2 ~ 28.0	0.166
		新	同			16.2 ~ 38.6	0.166
	名古屋岡崎線	旧	豊田市花園町南大切57番地先から同吉原町西藤池35番 1 地先まで		A	60.0 ~ 266.0	1.286
		新	同			17.5 ~ 75.0	1.286
	幸田石井線	旧	安城市小川町志茂230番地先から同御林62番 1 地先まで 安城市小川町御林66番 1 地先から同姫小川町遠見塚141番 3 地先まで		A C	11.7 ~ 35.2 20.0 ~ 27.0	0.386 0.255
		新	同			B C	16.8 ~ 37.0 20.0 ~ 35.8
西尾小川線	旧	安城市小川町清水道 5 番 1 地先から同金政59番 1 地先まで		A	11.7 ~ 21.8	0.337	
	新	安城市小川町清水道 5 番 1 地先から同金政110番 2 地先まで			14.0 ~ 29.0	0.067	

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	供用開始の区	間	供用開始の期日
一般国道	151号	新城市八束穂字北沢95番 3 地先から同大宮字井戸ノ本19番 2 地先まで		平成22年 3月26日 午後3時
県道	岡崎西尾線	安城市小川町金政61番 1 地先から同69番 1 地先まで		平成22年 3月27日
	名古屋岡崎線	豊田市花園町石根30番 1 地先から同吉原町平子26番78地先まで		
		豊田市生駒町立入35番 1 地先から同高丘新町天王83番 1 地先まで		平成22年 3月27日
	幸田石井線	安城市小川町志茂230番地先から同姫小川町遠見塚144番 1 地先まで		
	西尾小川線	安城市小川町清水道 5 番 1 地先から同金政110番 2 地先まで		
半田環状線	半田市岩滑西町二丁目123番 1 地先から同岩滑西町一丁目13番 1 地先まで		平成22年 3月29日	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月間愛知県県民生活部社会活動推進課（愛知県女性総合センター）において縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田真秋

1(1) 申請のあった年月日

平成22年 2月26日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人中日本福祉振興会

イ 代表者の氏名

松波 弘子

ウ 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区那古野一丁目39番3号 さくらHILLS WEST901

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者及びその家族に対しての、日常生活・就労等についての支援に関する事業、障害者の福祉の増進のための活動を行う個人・団体に対しての協力・支援に関する事業を行い、地域社会における障害者の福祉の増進と雇用機会の拡充を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日

平成22年 2月27日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人貸借借契約適正化推進協議会

イ 代表者の氏名

石原 睦鋭

ウ 主たる事務所の所在地

一宮市三条字郷南東47番地 8

エ 定款に記載された目的

この法人は、住居等の賃貸借を行うものに対して、入退去時等における敷金等の適正な処理が行われるよう、賃貸借の運用適正化に関する事業を行い、敷金返還問題等に係る問題の改善や解決を図り、住居等の賃貸物件・契約に関わる全ての人々のモラルの向上と保護・育成・健全化の増進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日

平成22年 2月27日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人地域防犯支援センター中部

イ 代表者の氏名

都竹 則一

ウ 主たる事務所の所在地

名古屋市中川区露橋一丁目 8 番13号 新星ビル 1 階

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び犯罪被害者又は犯罪者に対して、各種防犯支援活動及び犯罪関係者の自立支援活動に関する事業を行い、地域住民の日常生活の安全維持及び犯罪被害者の支援、犯罪者の更生に係る諸問題の改善及び解決を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日

平成22年 2月28日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人新しく矢田川花火を進める会

イ 代表者の氏名

秋山 知弘

ウ 主たる事務所の所在地

名古屋市北区彩紅橋通 1 丁目 7 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、もう一度矢田川花火を見たいと願う人に対して、新しい矢田川花火の実現に関する事業を行い、新しい矢田川花火の実現を願いながら、活動方法が分からなかった人々に係る問題の改善や解決を図り、目的達成意識の向上と新しい矢田川花火を実現する事により、観客へ感動を与え、心に「ゆとり」を持つ事や、地域社会での交流を深めることにより、地域活性の増進、また定期的に清掃を徹底する事により矢田川周辺の環境保全にも寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日

平成22年 3月4日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ソレイユ

イ 代表者の氏名

二橋 佳奈

ウ 主たる事務所の所在地

豊橋市東細谷町字一里山90 - 454

エ 定款に記載された目的

この法人は援助の必要な障害者（児）やその家族、その他の人々に対して、社会生活自立支援に関する事業と個々人の保健、医療の増進に関する情報収集及び啓蒙活動を行い福祉の増進に寄与し、人々が健全に共生できる社会づくりを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日

平成22年3月5日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人らいふ

イ 代表者の氏名

加藤 光正

ウ 主たる事務所の所在地

豊橋市西岩田六丁目15番地3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、生活弱者（高齢者・障害者等）に対して、地域生活での介護をとおして、地域で生活する喜びを感じていただくために、福祉の啓発・相談・支援をし、地域全体としての弱者（高齢者・障害者等）に対する地域福祉の構築に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日

平成22年3月5日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ママズ・クリエイト

イ 代表者の氏名

伊神美由紀

ウ 主たる事務所の所在地

一宮市

エ 定款に記載された目的

この法人は、多様化した家庭環境の中で女性が自律し、社会の中で自立していくために、個々の価値観に合わせたワークライフバランスの形成、女性の自立の過程を支援する活動を行なう。特に子育て中のママが「私らしく、子どもと一緒に楽しむ暮らし」を実現できる地域づくりと環境の醸成、誰もが平等に持つ幸せに暮らす権利、私らしく生きると言う基本的な個人の尊重と自由の権利を行使できる社会づくりを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日

平成22年3月7日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人発達障がい児を支援する会「ひなた」

イ 代表者の氏名

笹野眞智子

ウ 主たる事務所の所在地

愛知郡東郷町白鳥三丁目17番地28

エ 定款に記載された目的

この法人は、発達障がい児とその保護者及び支援者に対して、支援を行うための知識や技術の向上、獲得に関する事業を行い、発達障がい児の不応行動に係る問題の改善や解決を図り、発達障がい児の理解の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により、次のように落札者等について公示します。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田 真秋

[契約担当部局の名称及び所在地]

愛知芸術文化センター 名古屋市東区東桜一丁目13 - 2

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①愛知芸術文化センター清掃業務 一式 ②平成22年3月1日 ③名古屋市中区栄2 - 11 - 7 愛知県ビ

ルメンテナンス協同組合 ④62,155,800円 ⑤一般競争入札 ⑥平成22年 1月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田 真秋

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 小幡 尚孝
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ユニクロ長久手店
愛知郡長久手町長湫南部土地区画整理50街区 1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年11月3日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	株式会社ファーストリテイリング	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 柳井 正	
	住 所	山口県山口市佐山717 - 1	
	そ の 他 小 売 業 を 行 う 者	なし	
店 舗 面 積 の 合 計		1,497㎡	
施設の配置に関する事項	駐 車 場	位 置	縦覧による
		収容台数	111台
	駐 輪 場	位 置	縦覧による
		収容台数	24台
	荷さばき施設	位 置	縦覧による
		面 積	28㎡
廃棄物等の保管施設	位 置	縦覧による	
	容 量	19㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前11時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）午前10時並びに年間2日午前9時）
	小売業を行う者の閉店時刻		午後8時（年間2日午後9時45分）
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前10時30分（休日午前9時30分及び年間2日午前8時30分）から午後8時30分（年間2日午後10時）まで
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位 置	縦覧による
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前9時（休日午前8時及び年間2日午前7時）から午後8時まで	

- 5 届出の日
平成22年 3月 2日
- 6 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神田 真秋

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社三心
岐阜県岐阜市精華一丁目156番地
代表取締役 中島 稔夫
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー三心江南店
江南市野白町野白46ほか7筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 3月 8日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地		スーパー三心江南店 江南市野白町野白46ほか3筆	スーパー三心江南店 江南市野白町野白46ほか7筆
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社三心	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 中島 稔夫	同
	住所	岐阜県岐阜市精華一丁目156番地	同
	その他小売業を行う者	3名（縦覧による）	3名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
大規模小売店舗の所在地変更及び未定小売業者の一部決定のため。
- (6) 届出の日
平成22年 3月 8日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
職務執行者 野田 亨
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアタウン
一宮市今伊勢町本神戸立切1 - 3
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 2月 1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	合同会社西友	変更前に同じ
	代表者の氏名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー	職務執行者 野田 亨
	住所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏名又は名称	合同会社西友	同
	代表者の氏名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー	職務執行者 野田 亨
	住所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ

その他小売業を行う者	なし	同
------------	----	---

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。
- (6) 届出の日
平成22年 3月 9日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9時から午後 5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
職務執行者 野田 亨
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友瀬戸店
瀬戸市西寺山町18番地ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 2月 1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェツスキー	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	同
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェツスキー	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。
- (6) 届出の日
平成22年 3月 9日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9時から午後 5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

- 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
職務執行者 野田 亨
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友松河戸店
春日井市松河戸土地区画整理事業地内21街区 1 画地ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 2月 1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	同
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。

(6) 届出の日

平成22年 3月 9日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

平成22年 7月26日（月）

愛知県産業労働部商業流通課

5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

職務執行者 野田 亨

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウールプラザ江南

江南市村久野町鳥附44 - 1 ほか

(3) 大規模小売店舗の変更の日

平成22年 2月 1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	同
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。

(6) 届出の日

平成22年 3月 9日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

平成22年 3月26日（金）から平成22年 7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日(月)
愛知県産業労働部商業流通課
- 6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
職務執行者 野田 亨
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友味岡店
小牧市大字小松寺字下仲田
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 2月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	同
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。
- (6) 届出の日
平成22年 3月9日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年 3月26日(金)から平成22年 7月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年 7月26日(月)
愛知県産業労働部商業流通課
- 7(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
職務執行者 野田 亨
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友豊山店
西春日井郡豊山町大字豊場字神戸31-5ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成22年 2月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	職務執行者 野田 亨
	住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称	合同会社西友	同
	代 表 者 の 氏 名	職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	職務執行者 野田 亨

住 所	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更前に同じ
その他小売業を行う者	なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者及び小売業者の代表者変更のため。
- (6) 届出の日
平成22年3月9日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年3月26日（金）から平成22年7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成22年7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田 真秋

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社三心
岐阜県岐阜市精華一丁目156番地
代表取締役 中島 稔夫
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー三心江南店
江南市野白町野白46ほか7筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
平成22年3月17日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前		変 更 後	
施設の配置に関する事項	駐 車 場	位 置	縦覧による	縦覧による	
		収容台数	134台	137台	
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所	5箇所	
		位 置	縦覧による	縦覧による	

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
多様化するお客様のライフスタイルとニーズに対応するため。
- 6 届出の日
平成22年3月8日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
平成22年3月26日（金）から平成22年7月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成22年7月26日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第1項の規定に基づき、高豊土地改良区（高塚大山地区）の土地改良事業は、換地処分があった。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田 真秋

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、清

算法人大口町土地改良区の清算人が次のように退任した旨の届出があった。

平成22年 3月26日

退任清算人

大竹喜久雄 丹羽郡大口町河北二丁目147
 佐藤 恵計 同 伝右一丁目156
 大森 藤嗣 同 奈良子一丁目222
 井上 正晴 同 御供所二丁目13
 三輪 勝彦 同 大屋敷三丁目239

舟橋十三男 同
 佐久間眞義 同
 伊藤 徳義 同
 安達 富久 同
 安藤 邦彦 同
 渡邊 尊司 同

愛知県知事 神 田 真 秋

外坪三丁目153
 河北二丁目117
 余野一丁目163
 上小口一丁目163
 大字小口字城屋敷35
 下小口二丁目 8

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神 田 真 秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
名古屋市全域	平成21年10月30日から 平成22年 3月 5日 まで	公共測量（地盤変動量調査）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成22年 3月26日

愛知県知事 神 田 真 秋

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画公園 5・6・5号東山公園
名古屋都市計画公園 5・5・23号新茶屋川公園
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所
- 2 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画公園 3・3・80号米野公園
名古屋都市計画公園 4・4・10号松葉公園
名古屋都市計画公園 4・4・11号松蔭公園
名古屋都市計画公園 4・3・12号昭和橋公園
名古屋都市計画公園 4・4・13号土古公園
名古屋都市計画公園 4・4・14号呼続公園
名古屋都市計画公園 4・4・15号富田公園
名古屋都市計画公園 4・4・16号船頭場公園
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所
- 3 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画公園 2・2・10号赤坂公園
名古屋都市計画公園 2・2・17号二ツ池公園
名古屋都市計画公園 2・2・58号丁田公園
名古屋都市計画公園 2・2・77号八畝公園
名古屋都市計画公園 2・2・104号新出来公園
名古屋都市計画公園 2・2・105号黒門公園
名古屋都市計画公園 2・2・106号東白壁公園
名古屋都市計画公園 2・2・109号山吹公園
名古屋都市計画公園 2・2・110号建中寺公園
名古屋都市計画公園 2・2・113号代官公園
名古屋都市計画公園 2・2・115号松山公園
名古屋都市計画公園 2・2・117号川中公園
名古屋都市計画公園 2・2・123号柳原公園
名古屋都市計画公園 2・2・207号児玉プール公園
名古屋都市計画公園 2・2・216号榎公園

名古屋都市計画公園 2・2・217号南押切公園
 名古屋都市計画公園 2・2・219号巾下公園
 名古屋都市計画公園 2・2・222号早苗公園
 名古屋都市計画公園 2・2・309号押木田公園
 名古屋都市計画公園 2・2・319号柳公園
 名古屋都市計画公園 2・2・325号長田公園
 名古屋都市計画公園 2・2・328号新栄公園
 名古屋都市計画公園 2・2・344号下茶屋公園
 名古屋都市計画公園 2・2・348号金山公園
 名古屋都市計画公園 2・2・405号高辻公園
 名古屋都市計画公園 2・2・425号城下公園
 名古屋都市計画公園 2・2・511号明野公園
 名古屋都市計画公園 2・2・533号密柑山公園
 名古屋都市計画公園 2・2・606号古渡公園
 名古屋都市計画公園 2・2・618号牛立公園
 名古屋都市計画公園 2・2・701号小碓西部第三公園
 名古屋都市計画公園 2・2・712号桜公園
 名古屋都市計画公園 2・2・724号弥次衛公園
 名古屋都市計画公園 2・2・802号瓢箪山公園
 名古屋都市計画公園 2・2・832号浦市場公園
 名古屋都市計画公園 2・2・903号城跡公園
 名古屋都市計画公園 3・3・9号押切公園
 名古屋都市計画公園 3・3・14号葉場公園
 名古屋都市計画公園 3・3・24号港陽公園
 名古屋都市計画公園 3・3・38号露橋公園
 名古屋都市計画公園 4・4・6号千種公園
 名古屋都市計画公園 4・3・7号木ヶ崎公園
 名古屋都市計画公園 4・4・8号白川公園
 名古屋都市計画公園 4・4・9号川名公園
 名古屋都市計画公園 4・4・17号滝の水公園
 名古屋都市計画公園 8・4・11号葵公園

(3) 縦覧場所

愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

4(1) 都市計画決定権者の名称

名古屋市

(2) 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画緑地第1号戸田川緑地

(3) 縦覧場所

愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

5(1) 都市計画決定権者の名称

名古屋市

(2) 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画緑地第9号荒池緑地

(3) 縦覧場所

愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

6(1) 都市計画決定権者の名称

名古屋市

(2) 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画緑地第37号港北緑地

(3) 縦覧場所

愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

7(1) 都市計画決定権者の名称

名古屋市

(2) 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画風致地区東山風致地区

名古屋都市計画風致地区八事風致地区

名古屋都市計画風致地区荒池風致地区

(3) 縦覧場所

愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

8(1) 都市計画決定権者の名称

名古屋市

- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画特別緑地保全地区呼続特別緑地保全地区
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所
- 9(1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画特別緑地保全地区白毫寺特別緑地保全地区
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部公園緑地課及び名古屋市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、平成22年3月25日次の都市計画事業の事業計画の変更を認可したことについて国土交通省中部地方整備局長の告示があった。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田真秋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画緑地事業第11号大高緑地
- 2 施行者の名称
愛知県
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸2-6-1（愛知県尾張建設事務所）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和27年建設省告示第835号、昭和44年建設省告示第2712号、昭和46年建設省告示第1925号、昭和48年建設省告示第261号、昭和58年建設省告示第1208号、平成8年建設省告示第491号、平成9年建設省告示第2051号及び平成16年中部地方整備局告示第71号の事業地のうち名古屋市緑区大高町字長根地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、平成22年3月25日次の都市計画事業の事業計画の変更を認可したことについて国土交通省中部地方整備局長の告示があった。

平成22年3月26日

愛知県知事 神田真秋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
春日井都市計画緑地事業第10号尾張広域緑道
- 2 施行者の名称
愛知県
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸2-6-1（愛知県尾張建設事務所）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

